

事 務 連 絡
平成25年7月30日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校給食施設等の厨房における一酸化炭素中毒事故の
防止に関する注意喚起について

標記のことについて、経済産業省から別紙のとおり、食品工場及び業務用厨房施設の液化石油ガス及び都市ガスの消費設備による一酸化炭素中毒事故防止のため、関係機関及び関係団体に対し、注意喚起を行うよう要請がありました。

については、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会並びに所管の学校及び学校給食施設等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、学校設置会社等に対し周知くださるようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課学校給食係

T E L:03(6734)2694

E-Mail:gakkoken@mext.go.jp